あなたの申告は？（下記の①②③④のあてはまるところでご確認ください。）

❶ 給与

年末調整は済んでいますか？

- いいえ → 次のうち1つでも該当しますか？
  - ●給与を2か所以上からもらっている。
  - ●給与収入が103万円以上である。
  - ●源泉徴収されている。
  - ●年金などの給与以外の所得が20万円を超える。
  - いいえ → 所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によっては、市・県民税の申告が必要となる場合があります。
  - はい → 所得税の確定申告をしてください。
- はい → 次のうち1つでも該当しますか？
  - ●年末調整済以外も給与収入がある。
  - ●年金などの給与以外の所得がある。
  - いいえ → 控除に変更はありますか？【扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除等】
    - いいえ → 申告の必要はありません。
    - はい → 所得税の確定申告をしてください。
  - はい → それは20万円を超えていますか？
    - いいえ → 市・県民税の申告をしてください。
    - はい → 所得税の確定申告をしてください。

❷ 個人事業など

- 個人事業
- 不動産などの収入
- 土地・家屋の売却

→ 昨年、所得税の確定申告をしましたか？

- いいえ → 所得額が控除額を超えますか？
  - いいえ → 市・県民税の申告をしてください。ただし、土地・家屋の売却については、所得税の申告が必要な場合があります。
  - はい → 所得税の確定申告をしてください。
- はい → 所得税の確定申告をしてください。

❸ 年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

- いいえ → 年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？
  - いいえ → あなたの年齢は65歳以上ですか？（昭和31年1月1日以前生まれの方）
    - いいえ → 年金収入が年間で98万円を超えますか？
      - はい → 市・県民税の申告をしてください。
      - いいえ → ポイント 申告の必要はありません。ただし、源泉徴収されている方は、所得税の確定申告をすると所得税が還付となる場合があります。
    - はい → 年金収入が年間で148万円を超えますか？
      - いいえ → 申告の必要はありません。
      - はい → 市・県民税の申告をしてください。
  - はい → 所得税の確定申告をしてください。
- はい → 所得税の確定申告をしてください。

❹ 上記の「①・②・③」のいずれにもあてはまらない方

家族の扶養に入っていますか？（税法上の扶養）

- はい → 申告の必要はありません。
- いいえ → 市・県民税の申告をしてください。

→ 国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。

※給与所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告が必要です。